

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業

令和6年度予算額 57億円（68億円）

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容
事業目的 大幅な省エネ実現と再エネの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指した住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化を中心に、民生部門の省エネ投資を促進することを目的とする。
事業概要 （１） ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH：ゼッチ）の実証支援 超高層の集合住宅におけるZEH化の実証等により、新たなモデルの実証を支援する。 （２） ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB：ゼブ）の実証支援 ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物（新築：1万m²以上、既築：2千m²以上）について、先進的な技術等の組み合わせによるZEB化の実証を支援し、その成果の横展開を図る。 （３） 次世代省エネ建材の実証支援 既存住宅における消費者の多様なニーズに対応することで省エネ改修の促進が期待される工期短縮可能な高性能断熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿材等の次世代省エネ建材の効果の実証を支援する。 ※（１）については、過去に採択した複数年度の案件の実施分。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）
補助 ((1)1/2 (2)2/3 (3)1/2) 国 → 民間企業等 → 民間企業等 補助(定額)
成果目標
令和３年度から令和７年度までの５年間の事業であり、最終的には2030年度における省エネ見通し（約6,200万kl削減）達成に寄与する。 令和12年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）

デコ活
くらしの中のエコがけ



【令和6年度予算（案） 4,719 百万円（新規）】

【令和5年度補正予算額 6,171百万円】

業務用施設のZEB化・省CO2化の普及加速に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- ①2050年CN実現、そのための2030年度46%減（2013年度比）の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO2改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
- ②建築物等において外部環境変化への適応強化、付加価値向上を進め、快適で健康な社会の実現を目指す。

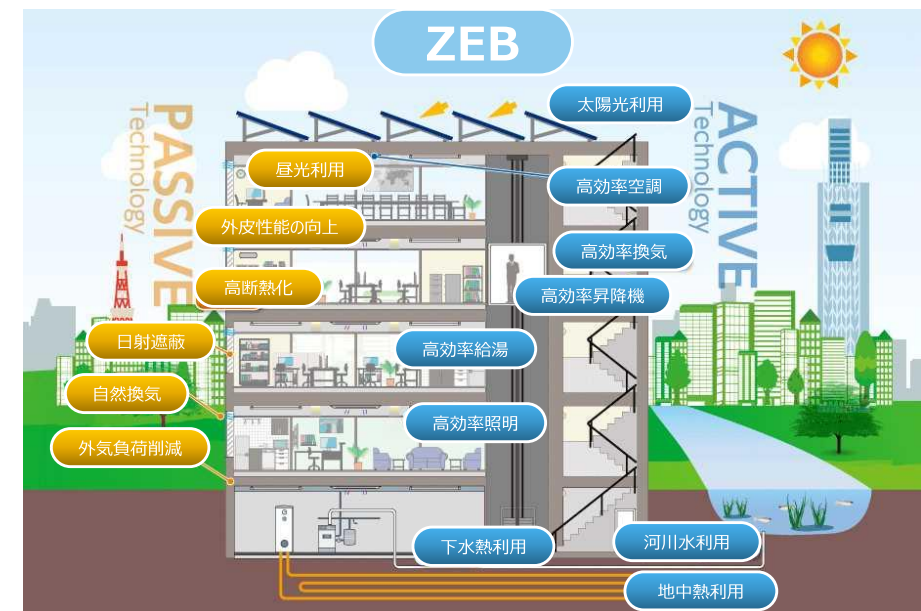
2. 事業内容

- (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（経済産業省連携事業）
 - ①新築建築物のZEB普及促進支援事業
 - ②既存建築物のZEB普及促進支援事業
- (2) LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業（一部国土交通省連携事業）
 - ①LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業
 - ②ZEB化推進に係る調査・検討事業
- (3) 国立公園利用施設の脱炭素化推進事業
- (4) 水インフラにおける脱炭素化推進事業（国土交通省、経済産業省連携事業）
- (5) CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業（農林水産省連携事業）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（メニュー別スライドを参照）・委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ



LCCO2

普及拡大

用途別

調査・評価

省CO2

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、自然環境局国立公園課 ほか 電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO₂化普及加速事業のうち、 (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（経済産業省連携事業）



業務用施設のZEB化普及促進に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO₂排出に影響する建築物分野において、建築物のZEB化の普及拡大を強力に支援することで2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 建築物分野の脱炭素化を図るためには既存建築物ストックの対策が不可欠であり、2050年ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能※1の確保を目指す。

2. 事業内容

①新築建築物のZEB普及促進支援事業（経済産業省連携事業）

②既存建築物のZEB普及促進支援事業（経済産業省連携事業）

ZEBの更なる普及拡大のため、新築／既存の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

- ◆補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。新築建築物については再エネ設備を導入すること。ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること等。
- ◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
 - ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
 - ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（2/3～1/4（上限3～5億円））
- 補助対象 地方公共団体※2、民間事業者・団体等※3
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

4. 補助対象等

延べ面積	補助率等	
	新築建築物	既存建築物
2,000㎡未満	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 対象外	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 対象外
2,000㎡～10,000㎡	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000㎡以上	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4 ZEB Oriented 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

※1 一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

※2 都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。

※3 延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外。

建築物等のZEB化・省CO₂化普及加速事業のうち、 (2) LCCO₂削減型の先導的な新築ZEB支援事業（一部国土交通省連携事業）



LCCO₂削減を重視した新築業務用施設のZEB化に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 建築物分野においてZEB化を促進するにあたり、運用時の脱炭素化のみならず建築物のライフサイクルを通じて脱炭素化を目指す先導的な建築物への支援によって2050年のカーボンニュートラル実現をリードする。
- 建築物における更なる付加価値向上の可能性を模索し、快適で健康な社会の実現に貢献する。

2. 事業内容

① LCCO₂削減型の先導的な新築ZEB支援事業（国土交通省連携事業）

建築物の運用時及び建築時、廃棄時に発生するCO₂（ライフサイクルCO₂：LCCO₂）を削減し、かつ先導的な取組を行うZEB建築物の普及拡大のため、下記の要件を満たす建築物についてZEB化に資するシステム・設備機器等※1の導入を支援する。

- ◆補助要件：ZEB Ready基準以上の省エネルギー性能を満たし、（1）事業と同様にエネルギー管理体制の整備、ZEBリーディング・オーナーへの登録、ZEBプランナーの関与等がある上で、LCCO₂の算出及び削減、再エネの導入等を要件とし、付随する運用時の先導的な取組も採択時に評価する。
- ◆特に評価する先導的な取組：災害に対するレジリエンス性の向上、自営線を介した余剰電力の融通、建材一体型太陽光電池の導入 等
- ◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
 - ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
 - ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

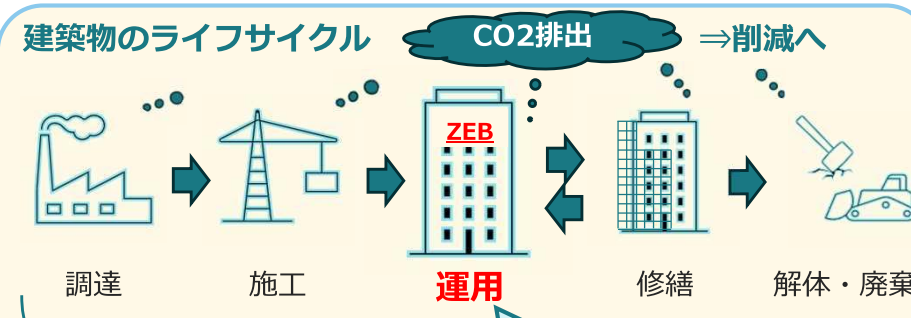
② ZEB化推進に係る調査・検討事業

建築物の脱炭素化・ZEB化を先導・推進するために必要な調査・検討等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業（3/5～1/3（上限5億円））②委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体※2、民間事業者、団体等※3
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ



全ての期間で排出される
CO₂の算出及び削減
【要件】

ZEBランク	補助率
『ZEB』	3/5
Nearly ZEB	1/2
ZEB Ready	1/3

運用時の先導的な取組も評価

- ・再エネ導入【要件】
- ・未評価技術の導入
- ・レジリエンス性の向上
- ・電力調達も含め完全再エネ運用
- ・自営線を介した余剰電力の融通
- ・建材一体型太陽電池の導入 等

※1 EV等（外部給電可能なものに限る）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）。

※2 ①について、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。

※3 ①について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外。



建築分野において、循環経済（CE）と炭素中立（CN）を同時に達成する木材再利用の方策等を検証します。

1. 事業目的

- 建築分野において、資源を循環利用する循環経済・サーキュラーエコノミー（CE）と、脱炭素・カーボンニュートラル（CN）を同時達成するための、省エネ・省CO2に資するCLT※1等の木材再利用の方策を検証するほか、普及促進に向けた関連情報等の整理を行う。

2. 事業内容

資源を持続可能な形で利用できる経済社会を構築することは世界共通の課題であり、「循環経済・サーキュラーエコノミー（CE）」の概念が国際的にも急速に広まりつつある。UNEP国際資源パネル（UNEP-IRP）が「経済をより循環型にすることは、全てのセクターにおける温室効果ガスの大幅かつ加速度的な削減可能性を高めるために不可欠」と指摘するなど、CEを脱炭素・カーボンニュートラル（CN）等と同時に達成することの重要性が高まっている。

このため、本事業では、建築物に使用されているCLT等の木材を新たな建築物等に再利用する際に、その省エネ・省CO2効果の把握等を行う方策を検討するほか、建築分野において効果的にCLT等の木材を再利用する手法の確立に向けたモデル実証や普及促進のための関連情報の整理、先進的事例の収集等を行う。

※1 CLT：Cross Laminated Timber（直交集成板）

ひき板を繊維方向が直行するように積層接着したパネル。

コンクリートと比較して、軽量かつ断熱性が高いことから、

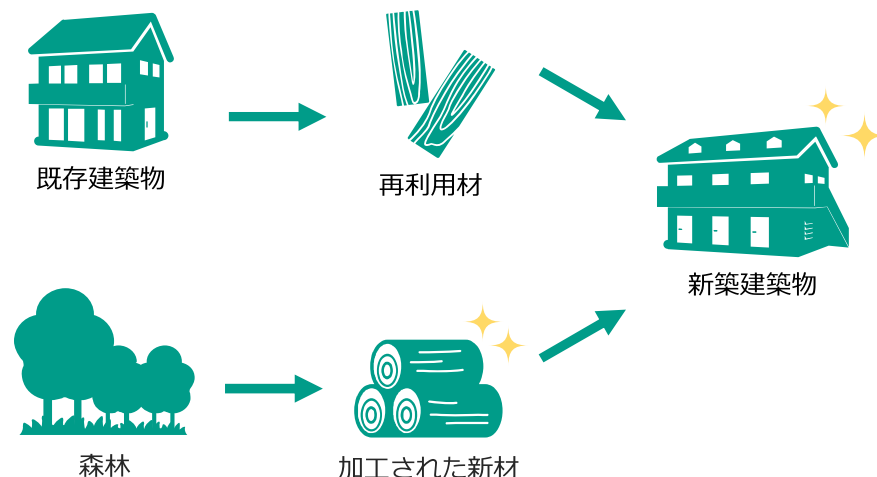
中高層建築物等の木造化による新たな木造需要の創出に期待されている。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者、団体
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ

- 建築物の解体後、使用されていた木材を新たな建築物等において再利用するに当たり、省エネ・省CO2効果等の観点から検証等を行い、効果的に木材を再利用する方法等を検討する。



集合住宅の省CO2化促進事業（経済産業省連携事業）

デコ活
くらしの申のエコがけ



環境省



【令和6年度予算（案） 3,450百万円（3,450百万円）】

【令和5年度補正予算額 1,390百万円の内数】

集合住宅の省エネ・省CO2化、断熱リフォームを支援するとともに、災害時のレジリエンスを強化します。

1. 事業目的

- エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH（ゼッチ）の更なる普及、高断熱化の推進。
- エネルギー価格高騰への対応にも資する、現行の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による省エネ・省CO2化。
- 2030年度に目指すべき住宅の姿としては、新築される住宅についてZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。
2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献することを目指す。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進。

2. 事業内容

（1）集合住宅の省エネ・省CO2化、高断熱化を支援するため、以下の補助を行う。

- ①新築低層ZEH-M（3層以下）への定額補助：40万円/戸
- ②新築中層ZEH-M（4、5層）への定率補助：補助率1/3以内
- ③新築高層ZEH-M（6～20層）への定率補助：補助率1/3以内
- ④上記に蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、先進的再エネ熱利用技術を活用する又はV2Hを導入する場合の別途補助：蓄電システム2万円/kWh（上限額20万円/台。一定の条件を満たす場合は24万円/台）など

（2）既存集合住宅の断熱リフォーム：補助率1/3以内（上限15万円/戸（玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸））

（3）省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

※①②③について、水害等の災害時における電源確保に配慮された事業は、一定の優遇を行う。

※③について、補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業については、優先採択枠を設ける。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業／委託事業
- 補助対象・委託先 住宅取得者等
- 実施期間 平成30年度～令和7年度

4. 補助対象の例

（1）省エネ・省CO2化

①低層ZEH-M



②中層ZEH-M



③高層ZEH-M



④①～③に併せて蓄電システムを導入、CLTを一定量以上使用等に別途補助



（2）断熱リフォーム

トータル断熱
高性能建材を用いた断熱改修

居間だけ断熱
主要居室の部分断熱改修が可能



又は



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業 （経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和6年度予算（案） 7,550百万円（6,550百万円）】

【令和5年度補正予算額 1,390百万円の内数】

戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

- エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH（ゼッチ）の更なる普及、高断熱化の推進。
- エネルギー価格高騰への対応にも資する、現行の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による省エネ・省CO2化。
- 2030年度に目指すべき住宅の姿としては、新築される住宅についてZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。
2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献することを目指す。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進。

2. 事業内容

（1）戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO2化を支援するため、以下の補助を行う。

- ①戸建住宅（注文・建売）において、ZEH※の交付要件を満たす住宅を新築する者に対する定額補助：55万円/戸
 - ②ZEH以上の省エネ、設備の効率的運用等により再エネの自家消費率拡大を目指した戸建住宅（ZEH+）に対する定額補助：100万円/戸
 - ③上記②のZEH+のうち、断熱等性能等級6以上の外皮強化に追加補助：25万円/戸等
 - ④上記①、②の戸建住宅のZEH、ZEH+化に加え、蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する場合に別途補助：蓄電システム2万円/kWh（上限額20万円/台）等
- （2）既存戸建住宅の断熱リフォーム：補助率1/3以内（上限120万円/戸。蓄電システム、電気ヒートポンプ式給湯機等に別途補助）

（3）省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

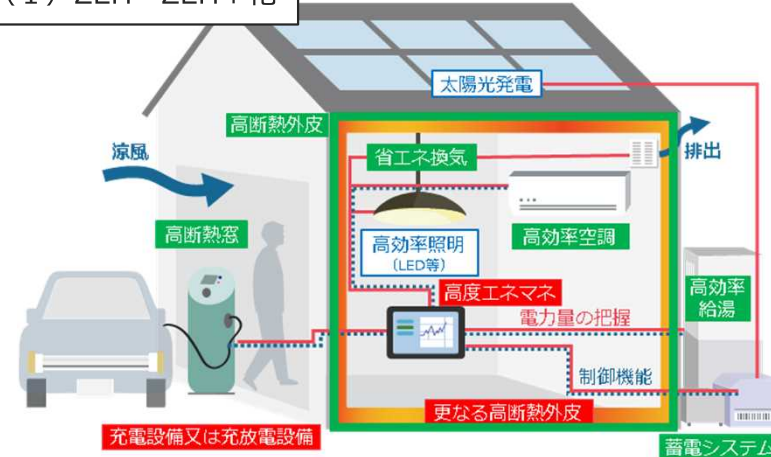
※「ZEH」は、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化（断熱等性能等級5に相当。）と高効率設備によりできる限りの省エネルギー（一次エネルギー消費量等級6に相当。）に努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業／委託事業
- 補助対象・委託先 住宅取得者等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 補助対象の例

（1）ZEH・ZEH+化



①ZEH補助対象

②ZEH+：3要素のうち2要素以上を採用

（2）断熱リフォーム



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

炭素循環社会に貢献するセルロースナノファイバー関連技術開発事業

令和6年度予算額 6.4億円（6.5億円）

製造産業局 素材産業課

事業の内容

事業目的

鋼鉄の1/5の軽さで鋼鉄の5倍以上の強度を持つセルロースナノファイバー（CNF）は大気中のCO₂を吸収・固着した植物・天然素材であるため、カーボンリサイクルの一端を担うことができます。本事業では、CNF製造プロセスにおけるコスト低減、製造方法の最適化、量産効果が期待できる用途に応じたCNF複合化・加工技術等の開発を促進します。あわせて成果の普及に必要となるCNFの安全性評価やライフサイクルアセスメント（LCA）評価等を行い、社会実装・市場拡大を早期に実現することを目的とします。

事業概要

省CO₂や炭素循環社会に貢献するCNFについて、社会実装・市場拡大を早期に実現させるため、以下の取組を行います。

（1）「革新的CNF製造プロセス技術の開発」

高コスト原因となっている化学処理プロセス等の飛躍的な改良による大幅なコスト削減を支援します。

（2）「量産効果が期待されるCNF利用技術の開発」

樹脂等とCNFの複合材料を広く普及させていくために、市場の大きい分野での用途開発を支援します。

（3）「成果普及に必要となる評価手法等の開発」

CNF利用における信頼性向上のための安全性評価法やライフサイクルアセスメント視点でのCNF含有製品の評価手法等の開発を行います。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

- 短期アウトカムとしては、本事業において、CNF複合樹脂300～500円/kgの製造コストを目指します。
- 長期アウトカムとしては、CNF複合樹脂の製造コストが低減し、各用途への利用における原料転換や自動車部材への導入が進むことで、軽量化に伴う省エネルギー化等の効果により、令和12年度時点で年間750万トンのCO₂削減を目指します。



環境省が実用化・製品化に向け実証してきた省CO2のための部材や素材の社会実装に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

これまで環境省が開発を主導してきた、窒化ガリウム（GaN）やセルロースナノファイバー（CNF）といった省CO2性能の高い革新的な部材や素材は、AIやIoT等を活用したデジタル化の加速化や、地域資源の活用・循環を達成する上でもそれぞれ重要度が高まっている。このため、これら部材・素材を活用した製品の早期商用化に向けたイノベーションを支援し、2030年までに社会実装を図りCO2排出量を大幅に削減することで、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献する。

2. 事業内容

これまで環境省が開発を主導してきた、省CO2性能の高い革新的な部材や素材のうち、GaNは半導体産業を含め、デジタル社会における一層の電化や遠隔化、効率化を達成し、省エネという意味でもその重要性は増している。また、昨今の国際的な半導体危機により製造体制の国内回帰・サプライチェーンの強化が急務。

CNFは、植物由来の次世代素材として、地域資源の活用・循環を図りつつ、製品の軽量化・高強度化や高断熱化による省CO2化が期待される。

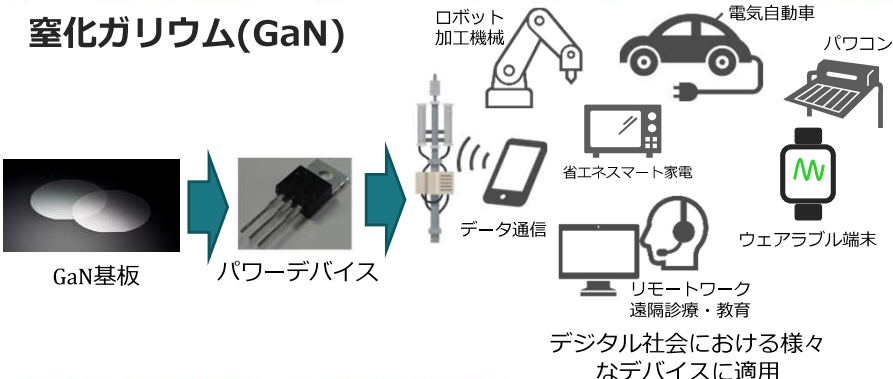
このため、本事業ではこれら革新的な省CO2性能の高い部材・素材を活用し、実際の製品等への導入を図る事業者に対し、製品の早期実用化に向けたイノベーションを支援する。これにより、社会実装・普及展開の加速化を図ることでCO2排出量の大幅な削減を可能とし、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献する。

3. 事業スキーム

■ 事業形態	委託事業
■ 委託先	民間事業者・団体等
■ 実施期間	令和2年度～令和12年度

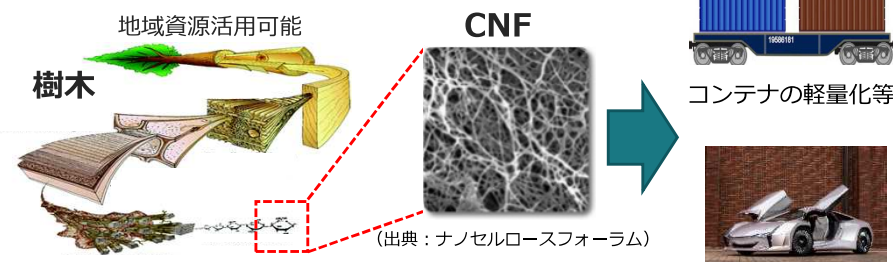
4. 事業イメージ

大電流・高耐圧パワーデバイスを活用した省CO2製品



新素材を活用した省CO2製品

セルロースナノファイバー（CNF）



(出典：M. Mitov in Soft Matter 2013, 13, 4176-4206
the original artwork by Mark Harrington, Copyright
University of Canterbury, 1996)

木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築支援事業

令和6年度予算額 10億円（7.4億円）

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー課

事業の内容

事業目的

エネルギーの安定供給に加え、地域に根付く前向きな取組を後押し、森林・林業等と持続可能な形で共生する木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給利用システムの構築及び商慣行の定着により、木質バイオマスのエネルギーの導入拡大への足掛かりとなることを目指す。

事業概要

バイオマス発電の主力電源化に向けて、森林・林業等と共生する持続可能な木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築のため、以下の取組を行う。

(1) 新たな燃料ポテンシャル（早生樹、広葉樹等）を開拓・利用可能とする“エネルギーの森”実証事業

燃料材生産を目的とした育林に適した樹種を選定の上、日本の気候区分6つ（亜寒帯（北部及び南部）、温帯東日本（日本海側及び太平洋側）、温帯西日本、内陸性気候）に応じて、複数樹種を用いて、地域に適した植林・育林・伐採・搬出方法の実証を行う。

(2) 木質バイオマス燃料の安定的・効率的な製造・輸送等システムの構築に向けた実証事業

チップ・ペレット燃料製造・輸送に関し、製造工程の改善等による、安定供給体制の確立・燃料の品質向上に向けた実証を行う。

(3) 木質バイオマス燃料（チップ、ペレット）の品質規格の策定委託事業

燃料材（チップ、ペレット）の品質の規格等の普及促進を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国 → 交付金 → 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) → (1),(2)補助 (2/3) → 民間企業等
(3)委託 → 民間企業等

木材関連事業者（林業・製材所等） → チップ・ペレット製造事業者 → 木質バイオマス発電所等

(1) 新たな燃料ポテンシャル（早生樹等）を開拓・利用可能とする“エネルギーの森”実証事業
(2) 木質バイオマス燃料の安定的・効率的な製造・輸送等システムの構築に向けた実証事業
(3) 木質バイオマス燃料材（チップ、ペレット）の品質規格の策定委託事業

成果目標

令和3年度から令和10年度までの8年間の事業であり、令和14年度までに、

燃料用木質バイオマス資源の増加量：11万t/年
燃料材のコスト低減：2021年度比30%削減
燃料品質規格の普及団体：2団体

を目指し、エネルギーの安定供給に加え、森林・林業等と持続可能な形で共生する木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給利用システムの構築を加速する。

化石燃料のゼロ・エミッション化に向けた持続可能な航空燃料 (SAF)等の生産・利用技術開発事業

令和6年度予算額 89億円（71億円）

- (1) 資源エネルギー庁資源・燃料部燃料供給基盤整備課
- (2) 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部水素・アンモニア課
- (3) 資源エネルギー庁資源・燃料部資源開発課

事業の内容

事業目的

2050年カーボンニュートラルへの移行を実現するためには、エネルギー部門の取組が重要となり、化石燃料由来のCO2排出削減に向けた取組が必要不可欠。特に、航空分野については、国際民間航空機関（ICAO）において、国際航空分野に係るCO2排出量の削減目標が設定されており、CO2排出削減に寄与する「持続可能な航空燃料（SAF）」の技術開発及び実証を加速させる必要がある。

また、アンモニアは燃焼させてもCO2を排出せず、カーボンニュートラルに向けて有望な燃料であり、燃料として利用すること等に係る技術開発に取り組み、化石燃料由来のCO2排出削減をさらに推し進めることを目的とする。

事業概要

(1) SAF生産技術開発事業

3つの技術開発（HEFA技術（微細藻類培養技術を含む）、ATJ技術、ガス化・FT合成技術）を進め、SAFの製造技術を確立する。

(2) 燃料アンモニア生産・利用技術開発事業

2つの技術開発を進め、燃料として利用するアンモニアの裾野拡大、低コストでの安定供給を目指す。

①工業炉：アンモニアを工業炉燃料として利用するため、バーナ及び燃焼炉を設計し、実用化に向け燃焼時の課題を解決する。

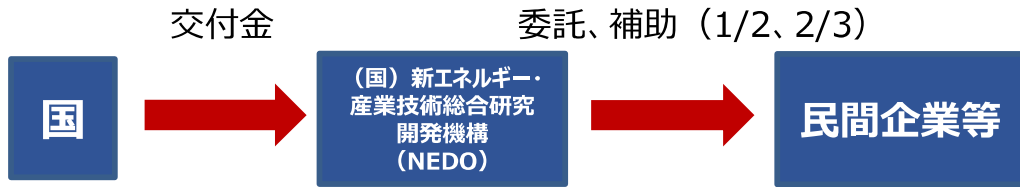
②ブルーアンモニア製造技術：天然ガスの改質でCO2排出を抑えた水素製造方法やアンモニア製造プロセスにCO2回収設備等を設置し、エネルギー効率が高くクリーンなアンモニアを製造する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) SAF生産技術開発事業



(2) 燃料アンモニア生産・利用技術開発事業



成果目標

(1) SAF生産技術開発事業

2030年頃までに商用化が見込まれるSAFの一貫製造プロセスの確立を目指す。

(2) 燃料アンモニア生産・利用技術開発事業

燃料アンモニアの利用・製造システムを確立し、2025年度を目処に、工業炉における商用プロジェクトの立ち上げや、天然ガス由来のアンモニア製造工程における省エネルギー化やCO2削減に資する製造技術の確立を目指す。



【令和6年度予算（案） 2,000百万円（2,000百万円）】

【令和5年度補正予算額 2,000百万円】

災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）における「災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

- ①（設備導入事業）再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。
- ②（詳細設計等事業）再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）に限る。

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

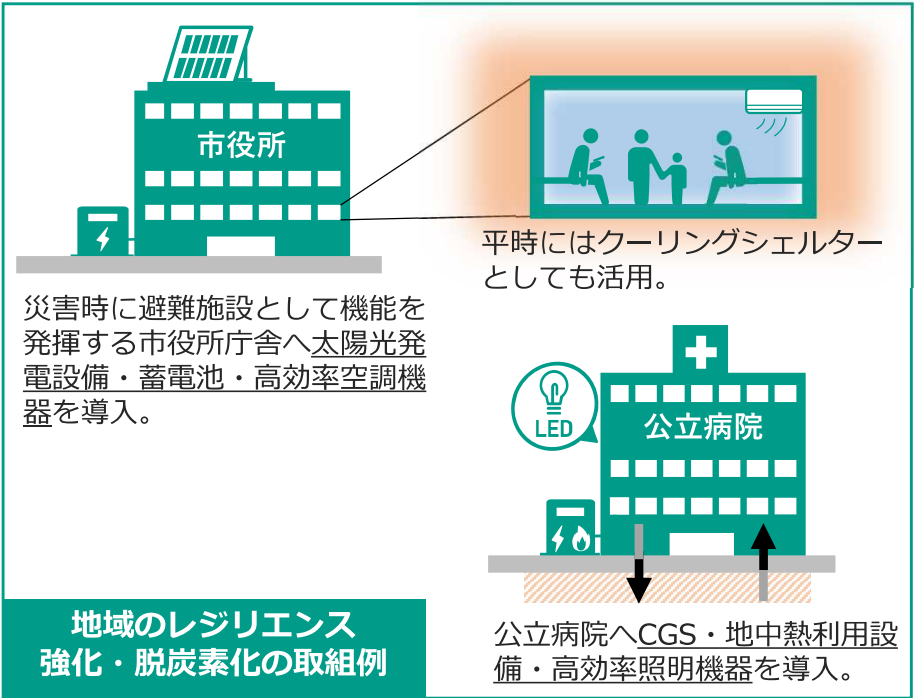
※ 都道府県・指定都市による公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助 ①都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3、②1/2（上限：500万円/件）
- 補助対象 地方公共団体（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設
 - 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設
- 導入
- ・再エネ設備
 - ・蓄電池
 - ・CGS
 - ・省CO2設備
 - ・未利用エネルギー設備等



民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和6年度予算(案) 4,000百万円(4,260百万円)】
【令和5年度補正予算額 8,211百万円】

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

1. 事業目的

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ(需要側需給調整力)の確保により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

2. 事業内容

- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業
- (4) 離島等における再エネ主力化に向けた設備導入等支援事業
- (5) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業
- (6) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業
- (7) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

* ストレージパリティとは太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

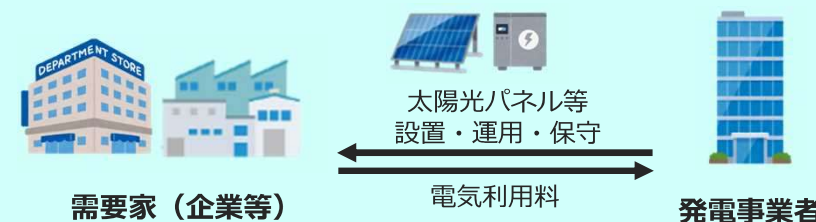
* EV・PHVについては、(1)(2)(3)(4)(5)(7)のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEV・PHVに従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助する。(上限あり)

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業／委託事業(メニュー別スライドを参照)
- 委託・補助先 民間事業者・団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

(1) オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入



(2) 新たな手法による再エネ導入



お問合せ先: 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話: 0570-028-341

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（一部 農林水産省・経済産業省 連携事業）（1/2）



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

- 地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、新たな手法による太陽光発電の導入・価格低減を促進する。

2. 事業内容

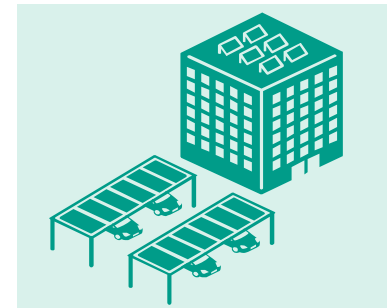
- ①建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助率1/3）**
駐車場を活用した太陽光発電（ソーラーカーポート）について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ②地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業（補助率1/2）**
営農地・ため池・廃棄物処分場を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ③窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業（補助率3/5、1/2）**
住宅・建築物の再エネポテンシャルを最大限引き出し、太陽光発電設備の導入を促進するため、窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。
- ④オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業（補助率1/2）**
オフサイトに太陽光発電設備を新規導入し、自営線により電力調達を行う取組について、当該自営線等の導入を支援する。※令和6年度は、継続事業のみ実施し、新規募集はしない。

3. 事業スキーム

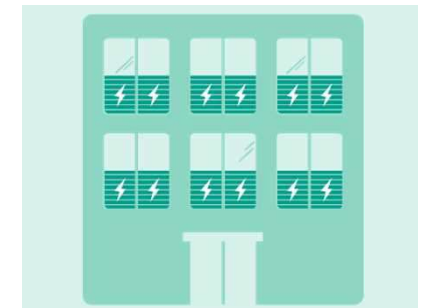
- 事業形態 ①～④：間接補助事業（補助率1/3、1/2、3/5）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間

① 令和3年度～令和7年度	② 令和4年度～令和7年度
③ 令和6年度～令和7年度	④ 令和4年度～令和6年度

4. 事業イメージ



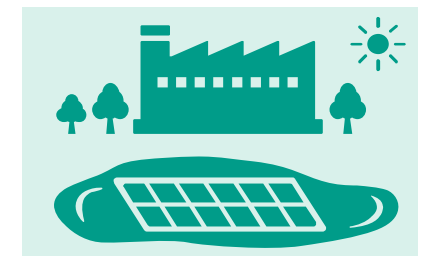
駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



建材一体型太陽光発電



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



ため池太陽光

※①②コスト要件

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業 (2/2)



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

- 地域の特性に応じた、再エネ熱・未利用熱利用、太陽光発電以外の自家消費型再エネ発電等を支援。
- 2050年カーボンニュートラルの実現を見据え、民生部門電力ゼロに加えた先行モデルとして、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出や寒冷地という脱炭素化の難しい地域でのモデル創出を支援し、熱の脱炭素化を推進する。

2. 事業内容

⑤再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業（補助率3/4、1/3、1/2）

地域の特性に応じた、再エネ熱利用、未利用熱利用（工場廃熱等）、自家消費型再エネ発電（太陽光発電除く）等について、コスト要件（※）を満たす場合に、計画策定・設備等導入支援を行う（温泉熱の有効活用のための設備改修含む）。

⑥熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業地域（補助率3/4、2/3）

地域の再エネ電気・再エネ熱・未利用熱等を活用した、(a)熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル、(b)寒冷地での脱炭素化のモデル、のいずれかに該当する先行的な取組について、その計画策定や設備等導入を支援する。

⑦新たな再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業（委託）

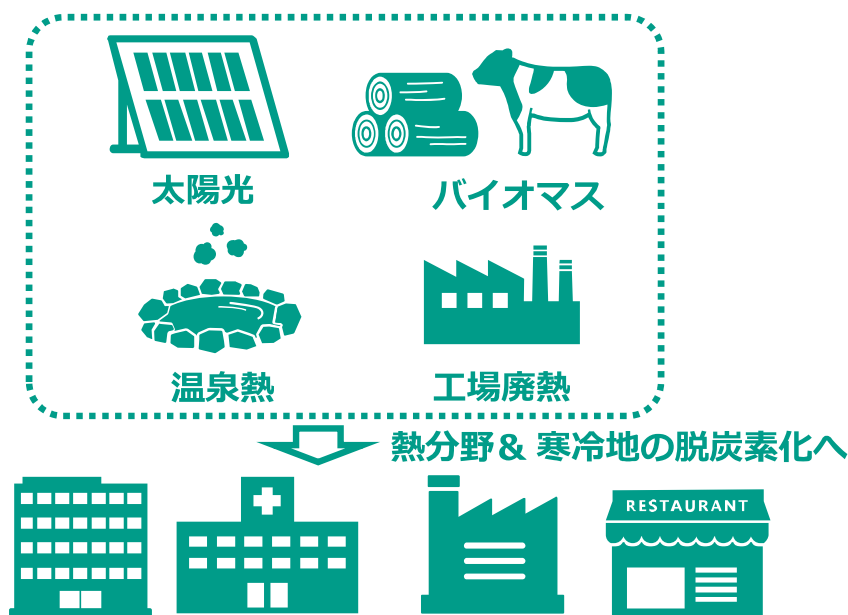
新たな再エネ導入手法に関する調査検討を行い、その知見を公表し、横展開を図る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ⑤⑥間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円） 設備等導入：1/3、1/2、2/3）
⑦委託事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 ⑤⑦ 令和3年度～令和7年度 ⑥ 令和5年度～令和7年度

4. 事業イメージ

再エネ等の地域資源の例



※⑤コスト要件

（熱利用）：当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト（※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定以上低いものに限る。

（発電）：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。